

# 防府市消防本部住宅用火災警報器取付支援実施要綱

令和3年5月11日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の普及を図り、火災から高齢者又は障がい者（以下「高齢者等」という。）の生命、身体及び財産を守るため、防府市消防本部管内に居住する高齢者等の世帯のうち、世帯の構成員自ら住警器を設置することが困難なもの（以下「設置困難世帯」という。）に対し、防府市消防本部が実施する住警器取付支援（以下「取付支援」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(取付支援内容)

第2条 取付支援は、防府市消防本部管内に居住する設置困難世帯のうち、未設置世帯（一部未設置世帯を含む。）及び住警器設置後概ね10年以上経過している世帯に対して住警器の取付け又は取替えを行うものとする。ただし、電気工事を伴うものは対象外とする。

(対象世帯)

第3条 取付支援の対象となる世帯（以下「支援対象世帯」という。）は、次に掲げる者のみで構成されている世帯とする。

- (1) 65歳以上の者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者
- (3) その他消防長が支援する必要があると認める者

(取付支援条件)

第4条 取付支援を受けようとする高齢者等（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 取付けを行う住警器を事前に用意できること。
- (2) 住警器の取付けに必要なネジ等を用意できること。
- (3) 取付支援に際して申請者が立会えること。ただし、申請者が立会えない場合には、代理人が立会えること。

(申請)

第5条 申請者は、住宅用火災警報器取付支援申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を消防長に提出しなければならない。ただし、申請者が身体

的理由等により申請書の提出ができない場合においては、代理人が提出することができる。

(取付支援の決定)

第6条 前条の規定による申請書を受理した消防長は、内容を審査し取付支援の決定に関し、住宅用火災警報器取付支援決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により当該申請者に対して通知するものとする。

(取付場所の確認)

第7条 消防職員は、取付支援を実施するとき、設置場所の確認を行い、取付支援が困難であると判断した場合においては、取付支援は行わないものとし、申請者に対して住宅用火災警報器取付支援延期同意書(様式第3号)の提出を求めるものとする。

2 前項に規定する取付支援の延期の同意を得た場合、申請者からの再要請により再度取付支援を行うものとし、申請書の提出及び決定通知書の通知は、省略するものとする。

(承諾書)

第8条 消防職員は、取付支援が可能であると判断した場合、申請者に取付支援を行う方法等の説明を行い、住宅用火災警報器取付支援承諾書(様式第4号。以下「承諾書」という。)の提出を求めるものとする。ただし、申請者が承諾書の提出を拒否した場合には、取付支援は行わないものとする。

(免責)

第9条 取付支援後に火災その他の災害が発生したものに対して、賠償の責任は負わないものとする。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

(宛先)防府市消防長

申請者 住所  
氏名  
電話番号

代理人 住所  
氏名  
申請者との続柄または関係  
電話番号

※代理人が申請される場合は、代理人の欄にも記入してください。

防府市住宅用火災警報器取付支援申請書

次のとおり住宅用火災警報器の取付けの支援を申請します。

代理人への委任事項	<input type="checkbox"/> 申請および立会い <input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 立会い ※該当するところに☑をしてください。
世帯主の氏名	
世帯の住所	
取付希望日時	年 月 日 ~ 年 月 日 時 分 ~ 時 分
取付希望個数(場所)	個(寝室)    個・階段    個・台所    個・その他    個
設置建物の所有区分	持家    ・    賃貸住宅 ※賃貸住宅の場合は、所有者から下記の許可を得ること。

私の所有する次の賃貸物件について、住宅用火災警報器の取付けの支援を許可します。	
(物件)	(所有者)
物件名 _____	住所 _____
所在地 _____	氏名 _____
	(名称および代表者氏名) _____
	電話番号 _____

第 号

年 月 日

様

防府市消防長

防府市住宅用火災警報器取付支援決定通知書

年 月 日付で申請のありました住宅用火災警報器の取付けの支援について、防府市消防本部住宅用火災警報器取付支援実施要綱第6条の規定により、下記のとおり支援を決定しましたので通知します。

記

1 取付日時及び取付個数(場所)

取付日時	年 月 日 時 分
取付個数(場所)	個(寝室 個・階段 個・台所 個・その他 個)

備考 災害出動等の緊急的な対応により、取付日時に実施できない場合は、再度、日時を調整するものとします。

2 支援の条件

- (1) 支援に係る住宅用火災警報器、ねじその他住宅用火災警報器の取付けに必要な物をあらかじめ用意すること。
- (2) 支援に際してこの決定通知を受けた者(代理人に委任している場合にあつては、その代理人)が立ち会うこと。

年 月 日

(宛先)防府市消防長

同意者住所

氏名

電話番号

代理人住所

氏名

同意者との続柄または関係

電話番号

※代理人が申請される場合は、代理人の欄にも記入してください。

防府市住宅用火災警報器取付支援延期同意書

年 月 日に(取付住所) において、実施する予定であった住宅用火災警報器の取付けの支援に関して、次の項目に該当するため、延期することについて同意します。

なお、延期理由の項目が改善された場合には、再度、消防本部に実施を要請します。

該当項目	延 期 理 由
	天井の欠損等により取付けが不可能
	壁の欠損等により取付けが不可能
	適正に感知できる箇所への取付けが不可能
	上記以外の理由 ( )

年 月 日

(宛先)防府市消防長

承諾者住所

氏名

電話番号

代理人住所

氏名

承諾者との続柄または関係

電話番号

※代理人が申請される場合は、代理人の欄にも記入してください。

防府市住宅用火災警報器取付支援承諾書

住宅用火災警報器の取付けの支援に係る次の事項を承諾し、異議は一切申し立てません。

取付日時	年 月 日 時 分
取付個数(場所)	個(寝室 個・階段 個・台所 個・その他 個)
免責事項	<ol style="list-style-type: none"><li>1 住宅用火災警報器の取付けの支援に関して、天井面、壁およびその取付けの支援に必要な部分の汚損、毀損等の責任を一切問いません。</li><li>2 住宅用火災警報器の取付けの支援後の住宅用火災警報器の保守管理等について、一切責任を問いません。</li><li>3 住宅用火災警報器の取付けの支援を実施した住宅において、火災により被害が発生しても一切責任を問いません。</li></ol>